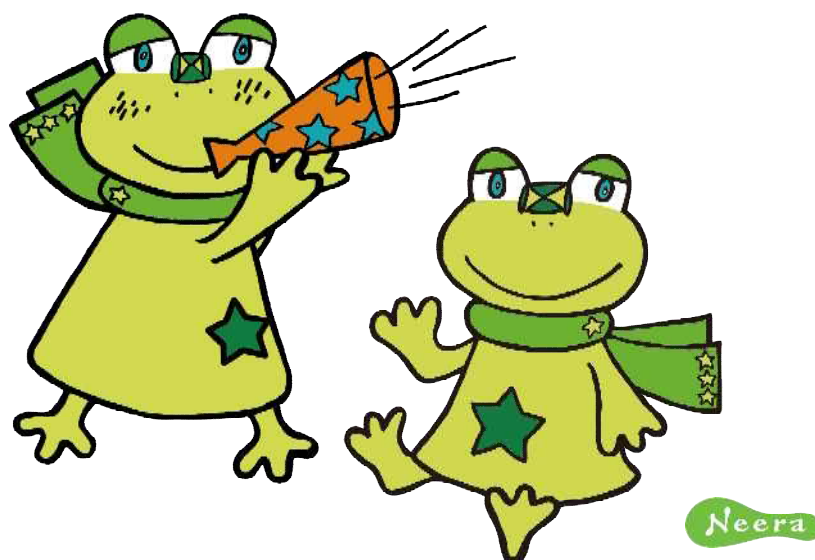


令和7年度 韮崎市

入 所 案 内



●令和7年度4月保育所等入所申込み

内 容		備 考
受付期間	一次受付 11月1日（金）～15日（金）まで （土日、祝祭日を除く）	一次受付後の申込みは随時受付となります
受付時間	8時30分～17時15分	
受付場所	市役所1階 こども子育て課 保育担当 窓口	

※他市町村の施設を希望する方へ ⇒詳細 P.2

施設の所在市町村に締切日を確認し、各市町村が定める締切日の3営業日前までにこども子育て課保育担当へお申し込みください。

※育児休業から職場復帰する方へ ⇒詳細 P.5

育児休業から職場復帰し、韮崎市内の施設に令和7年9月1日までに入所を希望する方は、一時受付でも申し込みが可能です（ただし、申請時および入所時点で韮崎市民である方に限る）。

※一次受付分の結果は、選考のうえ、令和7年1月下旬を目安に通知します。

●保育所等中途入所申込み

内 容	
受付期日	入所希望月の2か月前1日から前月10日まで （土日、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。 10日が土日、祝祭日の場合には、その前の営業日まで）
受付時間	8時30分～17時15分
受付場所	市役所1階 こども子育て課 保育担当 窓口

韮崎市 こども子育て課 保育担当
〒407-8501 韮崎市水神一丁目3番1号
TEL 0551-22-1117（直通）

【 目次 】

共通

◇子ども・子育て支援新制度による認定と利用できる施設・・・P.1

保育所、 認定こども園 (保育部分) 等

◇保育施設への申込受付期間・受付場所・・・・・・・・P.2

◇クラス年齢および保育等の実施期間・・・・・・・・P.3

◇保育の必要性の認定と保育の利用時間・・・・・・・・P.4

◇申込みに必要な書類・・・・・・・・P.6

◇申請から認定、入所決定までの流れ・・・・・・・・P.7

◇保育実施基準表（指数表）・・・・・・・・P.8

◇保育料（利用者負担額）・給食費について・・・・P.9

◇保育料算定に係る特別認定・・・・・・・・P.12

幼稚園、認定こども園 (教育部分) 等

◇幼稚園、認定こども園（教育部分）の入園について・・・・P.13

◇認定区分の確認（フロー図）・・・・・・・・P.14

◇幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）の申請・P.15

◇幼稚園（私学助成園）の申請・・・・・・・・P.18

共通

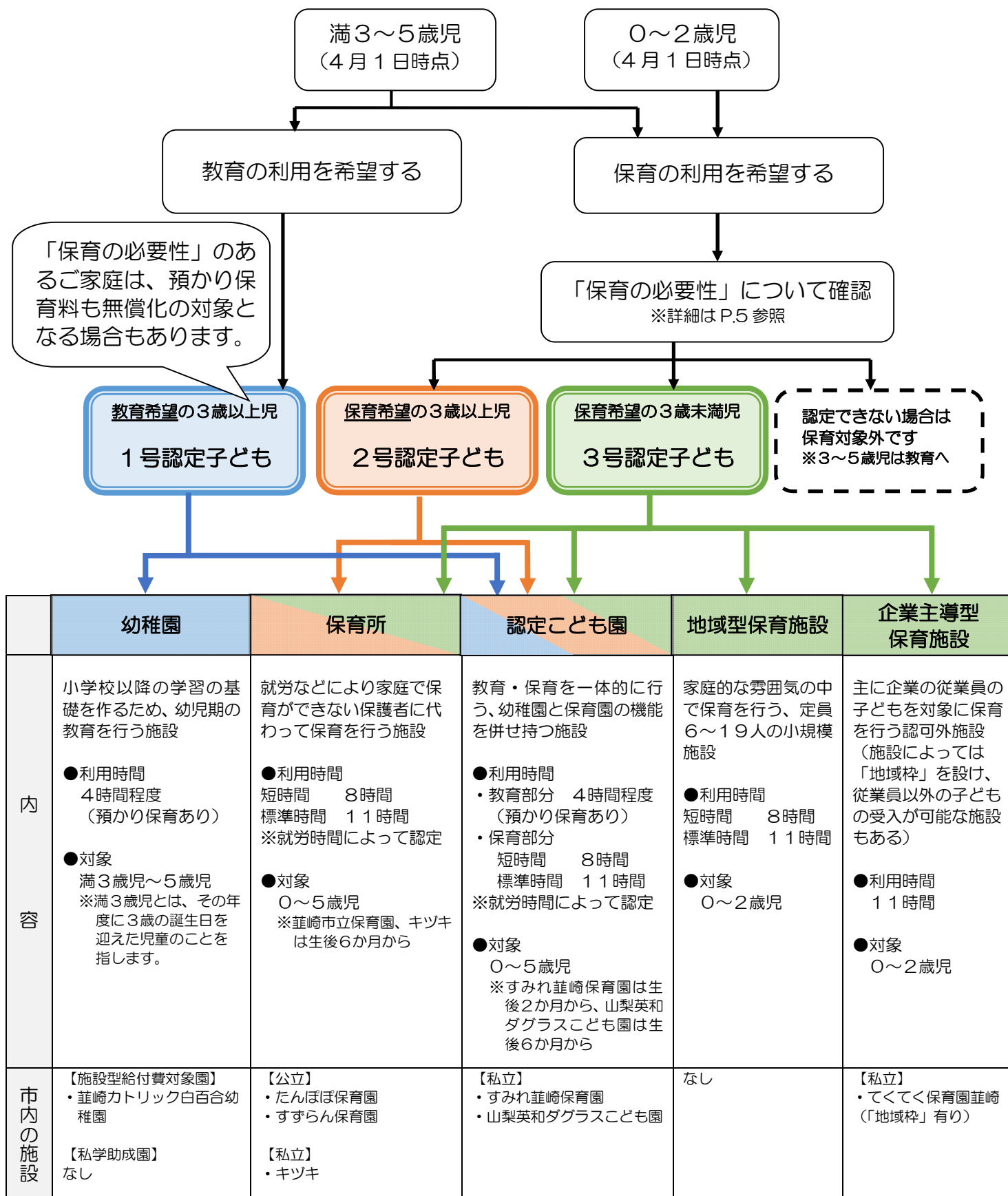
◇市内保育所等位置図・・・・・・・・P.21

◇施設の概要・・・・・・・・P.22

◇よくあるご質問・・・・・・・・P.25

子ども・子育て支援新制度による認定と利用できる施設

施設を利用するときには、子どもの年齢や保護者の状況、就労等の時間によって認定を受ける必要があり、認定に応じて利用できる施設や利用料が異なります。



☆ご注意ください☆

幼稚園、認定こども園（教育部分）、企業主導型保育施設を希望される場合は、園に直接入所申込をしていただきます。詳しい内容は、施設へ直接お問い合わせください。（P.21～参照）

保育施設への申込受付期間・受付場所

●令和7年4月入所申込受付期間・受付場所

入所希望月	申込受付期間（一時受付）	受付場所
令和7年4月	令和6年11月1日（金）～11月15日（金） 平日 8時30分～17時15分	こども子育て課 保育担当 （市役所1階）

※一次受付期間外の申し込みは、一次選考の対象外となります。

※書類等の不備や不足書類があり、受付期間内に申込できない場合も一次選考の対象外となりますので、提出する前に必ず、チェックシートで提出書類について確認してください。

※お子さんの発達状況などで入所について心配がある場合には、こども子育て課保育担当まで事前にご相談ください。

※選考は先着順ではなく、保護者や家庭の状況を指数化し、指数の高い方から優先的に希望施設の選考を行います。そのため、必ずしも希望の園に入所できない場合もありますので、ご了承ください。転園の場合も同様となります。（指数については、P.8をご参照ください。）

●令和7年5月以降中途入所申込受付締切日

入所希望月の2月前の1日から開始します。

入所月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
締切日	4/10 （木）	5/9 （金）	6/10 （火）	7/10 （木）	8/8 （金）	9/10 （水）	10/10 （金）	11/10 （月）	12/10 （水）	1/9 （金）	2/10 （火）

●企業主導型保育施設（てくてく保育園荏崎等）へ入所を希望する場合

企業主導型保育施設へ入所を希望する場合は、入所を希望する施設へ直接申込みをしていただきます。詳細は、各施設へお問い合わせください。

荏崎市には、てくてく保育園荏崎（P.21 参照）があります。

●荏崎市民の方が荏崎市外の保育施設へ入所を希望する場合（委託入所）

荏崎市外の保育施設へ入所を希望する場合は、住民票がある荏崎市で申込みの受け付けをします。荏崎市で受付した書類は、希望する施設がある市町村の保育担当課へ送付（広域入所協議）し、その市町村で入所審査が行われます。（2・3号認定のみ）

！ 注意！

*新年度4月入所希望の方で、周辺市町村の施設を希望する場合、以下の期限までにお申込みください。

甲府市内の施設を希望する場合 : 10月31日（木）まで

南アルプス市内の施設を希望する場合 : 11月12日（火）まで

北杜市内の施設を希望する場合 : 11月14日（木）まで

*上記以外の市町村の施設を希望する場合でも、協議を行う必要があるため、施設がある市町村が定める申込期限の3営業日前までにお申込みください。

*それぞれの市町村では、広域入所の受付期間が設定されています。申込期限や空き状況、注意事項等を、必ずご自身でご希望の施設が所在する市町村または園にご確認のうえ、お申込みください。

●葦崎市外の方が葦崎市内の保育施設へ入所を希望する場合（受託入所）

■ ■ 本市外に住民票がある方が、本市内の保育施設へ入所を希望する場合は、住民票がある市町村で申込みをしていただきます。

入所の選考については、韮崎市在住者を決定した後に、市外申込者を選考しますので、市外申込者の優先順位は低くなります。

！注意！

* 蕪崎市の令和 7 年度の入所受付締切日は、**11 月 15 日 (金)**です。この日までに、お住まいの市町村から蕪崎市に申請書類一式が届くよう提出してください。

*** 市町村により、申込書類等が異なります。詳細は各市町村にご確認ください。**

* 韮崎市への転入予定がある場合は、転入予定であることがわかる書類（新築請負契約書、アパートの契約書等）を提出してください。

*入所選考は葦崎市にて行い、結果はお住まいの市町村から通知されます。

●葦崎市外の方が葦崎市に3月までに転入予定で葦崎市内の園を希望する場合

住宅の新築やアパートの契約が済んでいる等の理由で、確実に令和7年3月14日（金）までの転入予定があり、申込時に蕪崎市へ転入後の居住地がわかる書類（新築請負契約書、アパートの契約書等）を提出できる場合のみ、市民と同様の手続きにて蕪崎市で申込みを受付けます。ただし、3月14日までに転入が確認できない場合には、決定が取り消しになりますのでご注意ください。

クラス年齢および保育等の実施期間

各園の何歳児クラスに在籍するかは、その年度の 4 月 1 日現在の年齢を基準に決定します。

また、今回の申込みで入所が認められた児童は、継続入所のための手続きが毎年必要になります。入所要件に該当していれば小学校就学までの入所が承諾となります。ただし、出産や求職活動など保育の必要性の内容によっては入所期間が限られる場合もあります。（詳細は P.5 をご参照ください。）

クラス	児童の生年月日	就学前まで在園する場合の 施設利用終了日
0歳児	R6.4.2（2024.4.2）～	～R13（2031）.3.31
1歳児	R5.4.2（2023.4.2）～ R6.4.1（2024.4.1）	～R12（2030）.3.31
2歳児	R4.4.2（2022.4.2）～ R5.4.1（2023.4.1）	～R11（2029）.3.31
3歳児	R3.4.2（2021.4.2）～ R4.4.1（2022.4.1）	～R10（2028）.3.31
4歳児	R2.4.2（2020.4.2）～ R3.4.1（2021.4.1）	～R9（2027）.3.31
5歳児	H31.4.2（2019.4.2）～ R2.4.1（2020.4.1）	～R8（2026）.3.31

保育の必要性の認定と保育の利用時間

●認定区分（教育・保育給付認定）

幼稚園、保育所、認定こども園への入所を希望する保護者の方には、利用のために認定を受けていただきます。

保育の必要性	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
なし（「あり」でも入所可能）	1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く） ※利用開始月は園により異なる。	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
あり	2号認定 （短時間/標準時間）	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
	3号認定 （短時間/標準時間）	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育施設 ・企業主導型保育施設

●保育の必要量（利用時間）

保護者の状況に応じて、保育の必要量（短時間認定・標準時間認定）を市が認定します。

保育の必要量の例・荳崎市立保育園（開所時間：7時30分～19時00分）の場合

- ① 短時間認定の利用時間：8時30分～16時30分（8時間）
- ② 標準時間認定の利用時間：7時30分～18時30分（11時間）

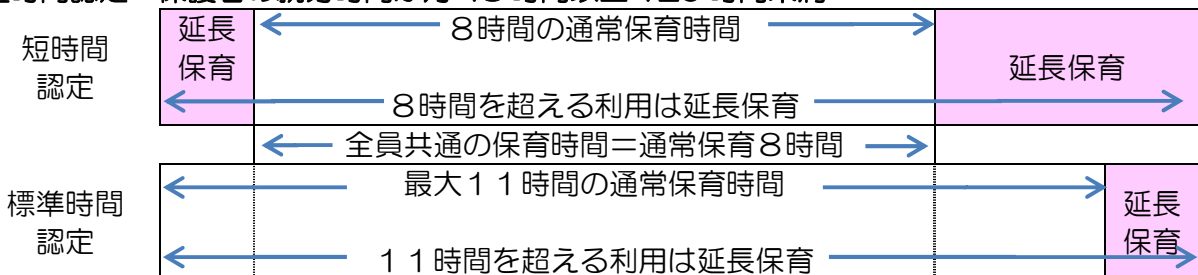
※利用時間の設定は園ごとに異なります。

※保護者の状況の変化により短時間と標準時間の変更を希望する場合は、変更申請書を提出していただくことで変更することができます。

※実際の利用時間（送迎時間）は、保護者の就労状況等を基に施設長と相談のうえ決定します。

標準時間の11時間、短時間の8時間は上限の時間であり、就労状況によっては早い時間のお迎えとなることがあります。

①短時間認定：保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満



②標準時間認定：保護者の就労時間が月120時間以上

《延長保育について》

・延長保育の有無、保育可能時間や料金については、保育施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

！注意！

保護者の就労時間が月120時間を超えており標準時間で認定ができる方でも、希望により短時間に変更することが可能です。なお、短時間を標準時間に変更することは、やむを得ない理由がない限りはできません。こども子育て課保育担当へご相談ください。

●保育の必要性（保育を必要とする理由）

保育を希望する（２・３号認定を受ける）場合には、保護者等のいずれもが、次のいずれかに該当しなければなりません。

保育を必要とする事由	保護者の状況	入所承諾期間	保育の必要量	
			標準時間	短時間
就労	ひと月において４８時間以上働いている	最長、就学前まで	△	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	産前２か月、出産月、産後２か月 ※多胎妊娠の場合は産前４か月	○	○
疾病・障がい	病気やけが、または精神や身体に障がいがある （疾病については治療に１か月以上要する）	療養を必要としなくなるまで ※保育ができないと診断された期間まで	△	○
親族の介護、看護	親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで	△	○
求職活動・起業準備	就職活動や起業活動を継続的にしている	最大３か月まで ※勤務を開始できない場合は退園となることがあります	×	○
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	卒業（修了）予定日まで	△	○
育児休業	※育児取得時に、既に保育を利用している子どもの継続利用		×	○
災害復旧	災害からの復旧を行っている	必要な期間	△	○
虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある	必要な期間	△	○
その他	上記のほか、各事由に類するものとして市長が認めるもの	必要な期間	△	○

※「△」：ひと月あたりの就労時間が１２０時間以上の場合など、標準時間に区分することが適切な場合に認定

育児休業から職場復帰が決まっている方へ

育児休業中はご家庭で保育が可能のため、原則利用申請ができません。育児休業から職場復帰し、就労する場合に限り、入所申込が可能です。

育児休業から復帰する場合の入所可能日は、復帰する日が属する月の前月の１日からです。（入所月の翌月の末日までに職場復帰する必要があります。）

１１月の一次受付は、原則４月からの新規入園児用となります。ただし、令和７年度内に育児休業から職場復帰し、韮崎市内の施設に令和７年９月１日までに入所を希望する方については、一次受付の日程でも申込が可能です。ただし、申請時および入所時点で韮崎市民である方に限ります。

例）①育児休業 令和７年７月１５日まで → 令和７年７月１６日から職場復帰

⇒入所可能日 令和７年６月１日以降

②育児休業 令和７年８月３１日まで → 令和７年９月１日から職場復帰

⇒入所可能日 令和７年８月１日以降

申込みに必要な書類

- ① 令和 7 年度 教育・保育施設申込時チェックシート
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼施設入所申込書）
- ③ 申請者（または提出者）のマイナンバーカード（または個人番号通知カード）および本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写真付き証明書）
- ④ 保育が必要なことを証明する書類

●保育が必要なことを証明する書類（下記のうちいずれか）

※保護者（父と母）のもの。また、64歳以下の祖父母やおじ、おば等が同居している場合はその方々の証明も必要です。なお、世帯分離をしている場合でも、申請児童と同一番地に住民票がある場合は証明が必要となりますので、ご注意ください。

保護者の状況		必要となる証明書類 ★印は市の様式にてご提出ください
就労	被雇用者（常勤・派遣社員・パート等）・内職・業務委託等	①就労証明書★
	自営業主	①就労証明書★ ②事業実施が確認できる書類 （確定申告書の写し、営業許可証、法人登記簿等）
	自営業専従者	①就労証明書★ ②専従者控除のわかる書類
	家族従業者（無償手伝い）	①就労証明書★ ②自営業主の確定申告書の写しなど事業実施が確認できるもの
妊娠・出産		①母子健康手帳（表紙および分娩予定日のページ）の写し
育児休業		①就労証明書★ ※産休・育児期間の記載漏れがないようにご注意ください
保護者の 疾病・障がい等	障がい	①障害者手帳の写し
	疾病・けが	①診断書★
親族の 介護・看護	障がい者の 介護・看護	①介護（看護）状況申告書★ ②介護（看護）を受ける方の障害者手帳等の写し
	老人・病人の 介護・看護	①介護（看護）状況申告書★ ②介護（看護）を受ける方の診断書等の写し
災害復旧		①罹災証明書等の被災状況が確認できる書類
求職活動・起業活動	求職活動	①求職活動に関する申立書★ ②ハローワークカードの写し
	起業活動	①求職活動に関する申立書★ ②起業活動の内容のわかるもの
就学	大学・専門学校等	①在学証明書 ②受講期間・時間割等がわかる書類
	職業訓練	①職業訓練指示書の写し・在学証明書 ②受講期間・時間割等がわかる書類
虐待やDVのおそれがある		①警察、女性センター、児童相談所等からの証明
その他		保育担当にご相談ください

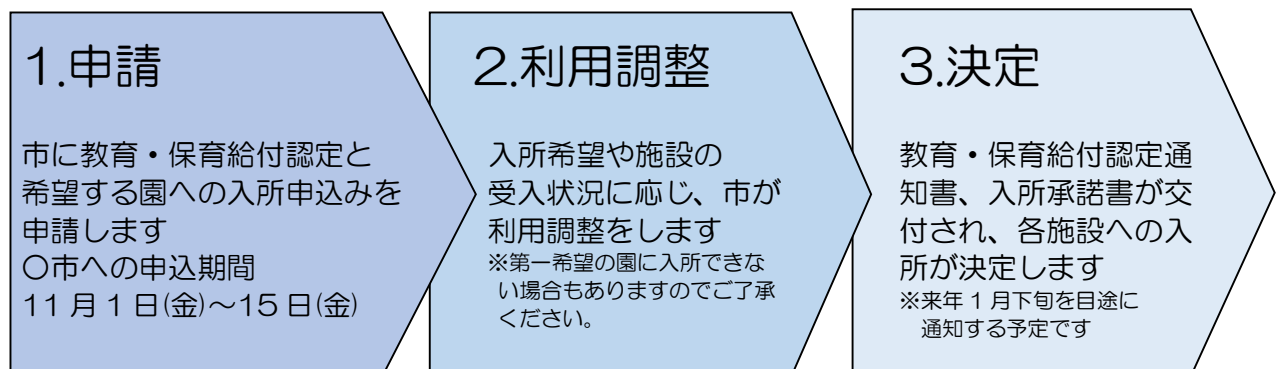
●状況により必要な書類＜該当する方のみ提出してください＞

状況	必要書類 ★印は市の様式にてご提出ください
【4～8月入所を希望する場合】 令和6年1月1日時点で <u>韮崎市以外</u> に住民票があった	令和6年度の住民税課税証明書（所得を含む） ※1月1日に住民票があった自治体で交付が受けられます ※父母ともに必要です ※非課税の場合は非課税証明書が必要です ※マイナンバーにて省略することができます
【9～3月入所を希望する場合】 令和7年1月1日時点で <u>韮崎市以外</u> に住民票があった	令和7年度の住民税課税証明書（所得を含む） ※1月1日に住民票があった自治体で、 令和7年6月以降 に交付が受けられます ※父母ともに必要です ※非課税の場合は非課税証明書が必要です ※マイナンバーにて省略することができます
申請児童に障がいがある	障害者手帳・診断書（児童用）★等
申請児童にアレルギー等がある	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表★ （①、②のうち該当するものを提出）
生活保護の適用を受けている	生活保護受給証明書
同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる	手帳（氏名、級及び番号がわかる部分）の写し
ひとり親世帯である	戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の写しのうち、いずれかひとつ

※その他、必要に応じて申込時や入所決定後、児童の様子や世帯の状況について、別途聞き取りや必要書類の提出をお願いしたりする場合があります。

申請から認定、入所決定までの流れ

●保育所や認定こども園（2・3号認定）を利用する場合



保育実施基準表（指数表）

保育施設（２・３号認定）への入所を選考するにあたって保育の必要性を指数化したものになり、指数の高い方から順番に入所選考を行います。

保育認定の要件				内容	指数		
1	就労	被雇用者 自営業主		月155時間以上労働することを常態としている者	10		
				月120時間以上労働することを常態としている者	9		
				月96時間以上労働することを常態としている者	8		
				月72時間以上労働することを常態としている者	7		
				月48時間以上労働することを常態としている者	6		
		自営業専従者 家族従業者 内職 業務委託等		月155時間以上労働することを常態としている者	10		
				月120時間以上労働することを常態としている者	8		
				月96時間以上労働することを常態としている者	7		
				月72時間以上労働することを常態としている者	6		
				月48時間以上労働することを常態としている者	5		
2	妊娠・出産			妊娠中であるか又は出産後間がない者	10		
3	保護者の疾病・障がい等	障がい	【身体障害】１・２級 【精神障害】１・２級 【療育】Ａ	身体障害者手帳等各種手帳を所持する、またはそれと同等であると認められる者	10		
			【身体障害】３・４級 【精神障害】３級 【療育】Ｂ		7		
		疾病・けが	入院		疾病・けが等により、入院している者	10	
			自宅療養	寝たきり	疾病・けが等により、寝たきりの状態になっている者	10	
				感染症・精神疾患等	医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	9	
				安静	医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	6	
				その他	比較的軽症ではあるが、定期的な通院等が必要である者等	5	
			4	親族の介護・看護	入院付添		長期間入院している親族の付き添いにあたっている者
		自宅介護・看護等			寝たきり老人の介護	同居する祖父母等寝たきりの状態にある老人の介護にあたっている者	10
					身体障がい者看護	同居する親族等で心身に障がいのある者の看護や、通園・通勤等の付き添いにあたっている者	10
自宅看護	同居する親族等で長期間療養にあたっている者の看護・介護にあたっている者				6		
5	災害復旧			震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている者	10		
6	求職活動			就労をめざし、求職活動を行っている者	4		
7	就学・職業訓練			大学・専門学校等に通学している者、または職業訓練校等において職業訓練を受けている者	5		
8	虐待・DVのおそれがあること			虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	15		
9	その他			その他上記と同等の状況にあると市長が認めるもの	5～10		
調整指数	ひとり親家庭				+15		
	生活保護世帯				+15		
	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合				+5		
	虐待やDVのおそれなど社会的擁護が必要な場合				+15		
	子どもが障がい有する場合				+5		
	育児休業が明け職場復帰が決まっている場合				+5		
	きょうだいがすでにその施設に入所している場合（卒園児は除く）				+10		
	地域型保育事業（小規模保育事業など）の卒園児童				+5		
	市内の教育・保育施設（認可施設）に勤務している保育士・保育教諭・幼稚園教諭の場合 ※非正規職員を含む				+7		
	市内の放課後児童クラブ支援員として常時勤務している場合（月155時間以上）				+3		
	保育することが可能である親族と同居している場合				-3		
	6箇月以上の保育料を滞納している場合（ただし、分納誓約または申し出による児童手当からの徴収をしている場合を除く）※卒園児童分を含む				-10		
	その他市長が特に調整が必要と認める場合				+1～+		

保育料（利用者負担額）・給食費（主食費・副食費）について

＜保育料（0～2歳児）＞

児童を教育・保育をするために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、次の条件に応じて決定します。

※幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育料は無償です。

※保育料は、施設の運営主体（公立・私立）や施設の類型によらず、荳崎市が決定します（事業所内保育事業（従業員枠）を除く）。

- ① 利用している児童の認定区分と保育の必要量
- ② 児童と生計が同一である世帯の父母または家計の主宰者の市民税所得割額

※住宅借入金等特別税額控除等、一部の税額控除は控除される前の所得割額で算定します。

- ③ 利用している児童のきょうだいの有無

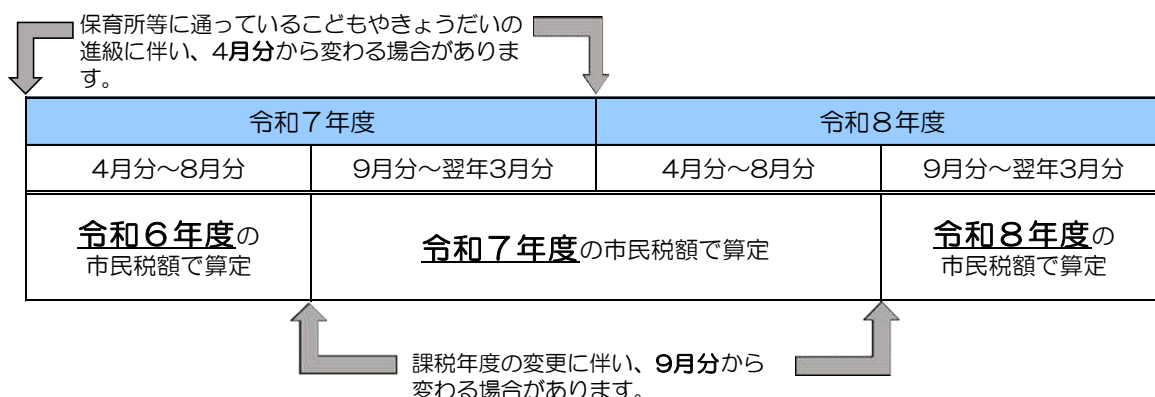
※荳崎市の場合、児童と生計を同一にするきょうだいの中で、年齢の高い順にカウントし、第2子以降は保育料が無償となります。

＜給食費（3～5歳児）＞

各施設で定めた給食費（主食費・副食費）について、各施設に納めていただきます。

荳崎市立保育園については月額5,500円となります。その他の施設については、各施設にお問い合わせください。※0歳児～2歳児については、保育料に含まれています。

【毎年4月と9月に保育料・給食費を算定します】



● 保育料・給食費の納付先

入所先	保育料	給食費
市内の公立保育園	荳崎市	荳崎市
私立保育所	荳崎市	入所施設
私立認定こども園	入所施設	
他市町村の公立保育園、 公立認定こども園	入所施設の 所在地の市町村	入所施設の 所在地の市町村

● 保育料・給食費の支払方法

毎月金融機関へ足を運ぶことなくお支払いができ、大変便利です！

納付先が「荳崎市」となっている保育料等は、次の2通りの方法でお支払いいただけます。

◆口座振替：入所決定通知書を送付する際、口座振替依頼書を送付しますので、速やかに金融機関にて手続きをしてください。

◆納付書：毎月、市から納付書を送付しますので、納期限までに金融機関にてお支払いください。

※引落日・納期限：毎月25日（25日が土日祝日の場合は翌営業日）

※納付先が荳崎市以外の支払方法は、入所施設もしくは所在市町村にお問い合わせください。

【荊崎市保育料徴収額基準表】

階 層	区 分	3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税均等割のみの世帯	8,800円	8,600円
4	市民税所得割 48,600円未満	11,000円	10,800円
5	市民税所得割 48,600円以上 61,000円未満	16,200円	15,900円
6	市民税所得割 61,000円以上 97,000円未満	23,000円	22,600円
7	市民税所得割 97,000円以上 137,000円未満	26,000円	25,500円
8	市民税所得割 137,000円以上 169,000円未満	34,200円	33,600円
9	市民税所得割 169,000円以上 301,000円未満	39,900円	39,200円
10	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満	42,300円	41,500円
11	市民税所得割 397,000円以上	55,000円	54,000円

【備考】

- 1 100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除等の税額控除を適用する前の金額で算定します。

【ひとり親、障がい者世帯等の保育料軽減】

ひとり親世帯や、同一世帯に障がいのある方がいらっしゃる場合は、世帯の課税状況により下記のとおり保育料が軽減されます。詳しくは、P.12をご覧ください。

区 分	利用者負担額（第1子）		多子軽減（第2子以降）
市民税非課税世帯	0円		—
市民税所得割 77,100円以下	上記、基準表に定める階 層に応じた負担額の半額	徴収金額を1/2減 上限額9,000円	無料

【低所得世帯の給食費（主食費・副食費）減免】

年収360万円未満相当世帯については、下記のとおり給食費が減免されます。

区 分	市民税所得割	副食費
1号認定の場合	77,101円未満	免除
2号認定の場合	57,700円未満 ひとり親、障がい者世帯等にあつては77,101円未満	

※主食費についても、月額 1,000 円まで無償となります。

● その他

○市が定める保育料とは別に、実費徴収が求められることがあります。詳しくは、各施設にお問
い合わせください。

○修正申告をされた場合や、月の途中で認定区分や保育の必要量に変更があった場合には、翌月
の保育料から変わる場合があります。

○保育料は国の基準に伴い、改定されることがあります。

葦崎市では2人目から保育料および給食費（主食費・副食費）が無償！

葦崎市では、国の制度をさらに拡大し、幼稚園や保育園に通っている第2子以降は、保育料および給食費（主食費・副食費）を無料とします！

- 「第2子」とは、児童と生計を同一にするお兄さんやお姉さんがいるお子さんのことを指します。ただし、第2子以降であっても、認可外保育施設等を利用している方、給付認定を受けていない方は対象外となります。
- 給食費で無料となる上限額は、主食費：月額 1,000 円、副食費：月額 4,700 円です。これを超えた場合は、実費負担となります。

（例） 長男：小学校5年生、次男：保育園5歳児、長女：保育園0歳児 の場合…

《葦崎市では・・・》

児童と生計を同一にするきょうだいの中で年齢が高い順にカウントします。第1子の年齢は問いません。



長男：小学校5年生
第1子



次男：保育園5歳児
第2子

**保育料無料！
給食費無料！**



長女：保育園0歳児
第3子

**保育料無料！
(給食費を含む)**

【やまなし子育て応援事業（第2子以降3歳未満児保育料無料化事業）】

以下の条件全てに当てはまるお子さまが対象です。

- ① 0～2歳児の保育が必要な子どもであること
- ② 世帯の第2子以降の子ども（生計を同一にする第1子がいること。第1子の年齢は問いません）であること
- ③ 市民税所得割額が169,000円未満（第8階層まで）の世帯であること

ただし、第1子が住民票を移している（同一世帯でない）などの理由で、該当になるかどうかの判断がつかない世帯もありますので、もしかしたら該当になるのでは？ という方は、お問い合わせください。

● 滞納整理について

葦崎市へ納付すべき保育料について、納期限（毎月25日、25日が土日祝日の場合は翌営業日）を過ぎても納付の確認ができない場合は、督促の対象となります。

◆口座振替不能通知及び納付書 → 毎月末ごろに発送

※口座振替で引き落としができなかった方に発送します。

◆督促通知 → 翌月15日ごろ

※前月分の保育料が、納期限後15～20日を過ぎても納付の確認が取れない方に発送します。

※督促通知発送後は、督促手数料100円が加算されます。

督促期日を過ぎても納入のない場合は催告の対象となります。催告に応じない場合には、地方税法の滞納処分の例により、財産の差押を行うこととなります。

保育料の算定に係る特別認定

●保育料算定等の基礎となる市民税の合算対象者について

保育料の算定における「住民税合算対象」については、次の区分によります。

保育料算定に係るひとり親の特別認定は、母（または父）が自立して子育てをしている方のための制度です。したがって、母（または父）の収入が少ないひとり親であっても、ご実家等から援助を受けている場合、母（または父）のみの収入による保育料算定はできず、下の「家計の主宰者」の収入も合算対象となりますのでご注意ください。

世帯状況	所得税・住民税の合算対象
父母のみの世帯（単身赴任を含む）	父＋母の合算※
ひとり親のみで生計を維持している世帯	ひとり親のみ
ひとり親世帯で「家計の主宰者」が別にいる世帯	ひとり親＋「家計の主宰者」の合算

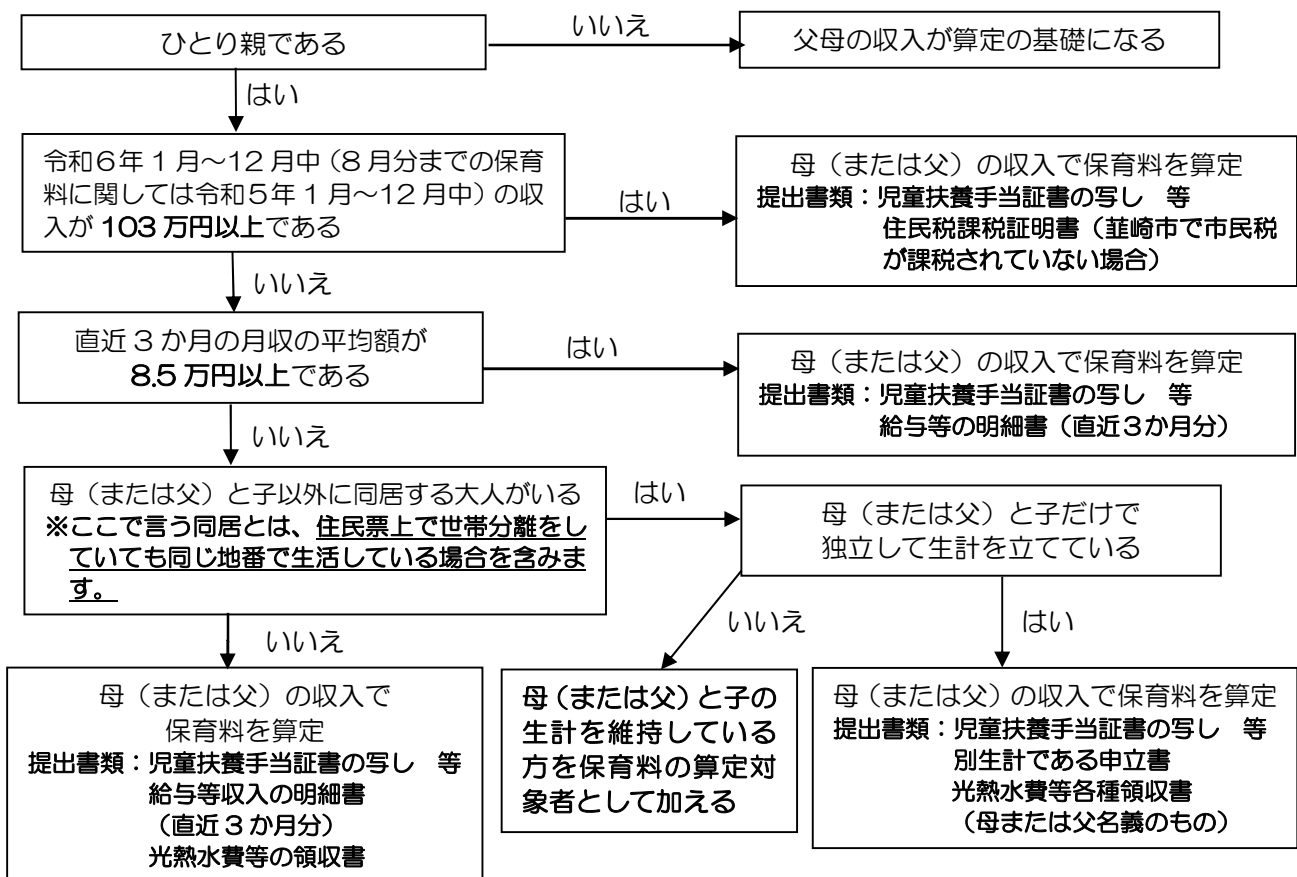
※父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の者（家計の主宰者）の課税額を合算対象とする場合があります。

保育料算定における「家計の主宰者」

同居区分 世帯状況	祖父母等と同居	祖父母等と同居していない
父母有	父と母	父と母
ひとり親 （収入103万円以上）	ひとり親	ひとり親
ひとり親 （収入103万円未満）	ひとり親及び祖父母等のうち収入の多い者	ひとり親（祖父母等に扶養されている場合は同居と同じ扱いになります）
単身赴任 （父または母）	父と母	父と母

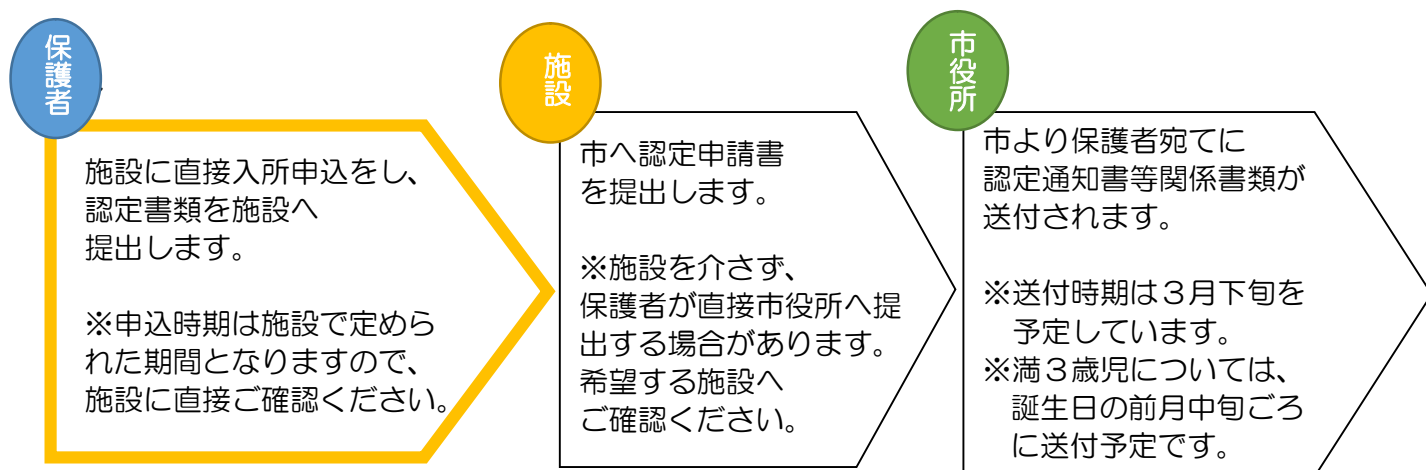
注意 ここでいう「同居」とは「同一地番に住んでいる」ことを言い、住民票上の世帯が分かれていても「同居」とみなします。

●ひとり親世帯の保育料算定対象者及び提出書類確認フロー



幼稚園、認定こども園（教育部分）の入園について

●申請から認定までの流れについて



幼稚園への入所決定は、各施設が行います。別途、幼稚園への入所申込を必ず行ってください。

●認定区分（施設等利用給付認定）

幼稚園、認定こども園（教育部分）への入所を希望する保護者の方で、保育の必要性の認定を受けた場合には、上限額まで預かり保育料についても無償となります。

保育の必要性	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
なし	新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（新2、新3号認定を除く） ※利用開始月は園により異なる。	・幼稚園（私学助成園）
あり	新2号認定	3歳児以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする就学前の子ども	・幼稚園（私学助成園） ・幼稚園（施設型給付対象園） ・認定こども園（教育部分）
	新3号認定	満3歳児で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする非課税世帯の子ども	・幼稚園（私学助成園） ・幼稚園（施設型給付対象園） ・認定こども園（教育部分）

●用語の説明（説明上の用語です）

- 満3歳児：3歳の誕生日を迎えた子ども
- 基本教育時間：在園する幼稚園、認定こども園(教育部分)で全員に基本的な教育時間として定めている時間帯
- 預かり保育：在園する幼稚園、認定こども園(教育部分)で基本教育時間以外に実施する保育サービスの時間
- 給食費：主食費・副食費（給食のおかず等の費用）として施設が徴収する費用
- 市町村民税：1月1日時点で住民票があった市町村で、同年6月に賦課。給食費の決定に係る市町村民税は、4～8月と9～3月とで用いる課税年度が異なります。

（参考例）基本教育時間と預かり保育について

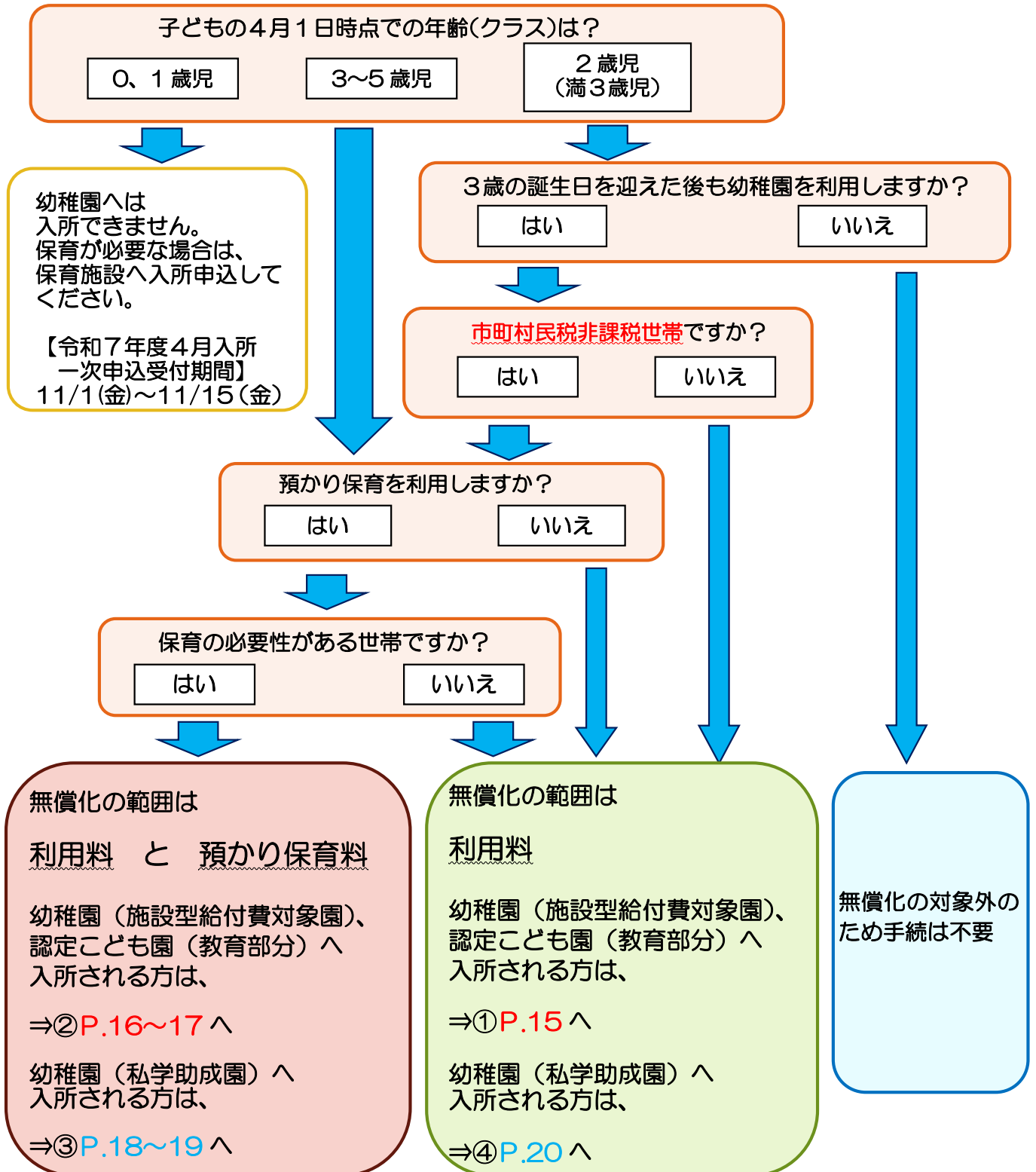
～9:00	9:00 ～ 14:00	14:00～
預かり保育	基本教育時間 （登園時間、降園時間を含む）	預かり保育

※基本教育時間と預かり保育の時間の設定は、施設毎に異なりますので確認してください。

認定区分の確認（フロー図）

子どもと世帯の状況を次のフロー図から確認してください。

認定区分の確認ができたところで、指定されたページで無償化の範囲と必要書類をご確認ください。必要書類は、市内の幼稚園またはこども子育て課保育担当で配布しております。



（参考）韮崎市内の施設の区分一覧

韮崎カトリック白百合幼稚園	幼稚園（施設型給付費対象園）
山梨英和ダグラスこども園（教育部分）	認定こども園（教育部分）
すみれ韮崎保育園（教育部分）	認定こども園（教育部分）

幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）の申請

① 1号認定

対象：幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍している子ども

無償化の対象となる範囲や必要な手続き等は、次のとおりになりますのでご確認ください。

（注）実費として徴収されている費用（通園送迎費、行事費）は、無償化の対象になりません。

●無償化の範囲と経費

ア 保育料

■ 幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍している子ども

認定種別	年齢	世帯要件	基本教育時間の保育料
1号認定	2歳～5歳児 (満3歳児～)	要件なし	無償

※ 年齢：4月1日時点の年齢

※ 2歳児（満3歳児）は、3歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満3歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

イ 給食費（主食費・副食費）

■ 幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍している子どもで次の表に該当する方は、負担している給食費が無償化の対象になります。

年齢	世帯要件	上限額
2歳～5歳児 (満3歳児～)	・年収360万円未満相当世帯 ・第2子以降	主食費：月額1,000円 副食費：月額4,700円

※ 上記子ども以外は、各施設で決められた給食費をご負担いただきます。

※ 児童と生計を同一にする子どものうち、年長者から数えた子どもの数になります。

※ 2歳児（満3歳児）は、3歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満3歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

ウ 施設・事業の併用に伴う利用料の無償化対象について

認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を使用した場合の利用料等は、無償化の対象になりません。

エ 就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもの利用料について

幼稚園と就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）の両方を利用する3～5歳の子どもの利用料については、ともに無償化の対象になります。

●認定手続等

ア 「認定」書類

■ 申請書類一覧

次の書類を提出してください。

No.	書類名
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼施設入所申込書）

※上記の書類は、市役所こども子育て課または、市内の幼稚園で配布しております。

② 1号認定と新2号認定・新3号認定

対象：幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍しており、在籍施設で預かり保育事業（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ開所日数200日以上）を利用している子ども

無償化の対象となる範囲や必要な手続き等は、次のとおりになりますのでご確認ください。

（注）実費として徴収されている費用（通園送迎費、行事費）は、無償化の対象になりません。

●無償化の範囲と経費

ア 保育料

■ 幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍している子ども

認定種別	年齢	世帯要件	基本教育時間の保育料
1号認定	2歳～5歳児 (満3歳児～)	要件なし	無償

※ 年齢：4月1日時点の年齢

※ 2歳児（満3歳児）は、3歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満3歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

+（併用）

イ 預かり保育料

■ 上記施設での預かり保育事業を利用する子ども

認定種別	年齢	世帯要件	認定要件	預かり保育の利用料
新2号認定	3～5歳児	要件なし	保育の必要性がある	利用実態に応じて、 月額 11,300 円を上限に無償化
新3号認定	2歳児 (満3歳児)	市民税 非課税世帯		利用実態に応じて、 月額 16,300 円を上限に無償化

※ 保育の必要性が認められない場合は、預かり保育の利用分は無償化の対象になりません。

※ 保育を必要とする事由については、P.5を参照

※ 預かり保育の利用料は、「450円×利用日数」を基準に、上限額まで無償化の対象になります。

注意

2歳児（満3歳児）について

保護者が非課税の場合において、祖父母等と同居（住民票上の世帯を分離している場合を含む。）をしているときは、最も所得の多い方を「家計の主宰者」とみなして、その方の所得を含めて判定します。

市民税非課税世帯以外は「1号認定」のみとなり、「預かり保育」は無償化の対象になりません（1号認定の申請は、P.15を参照）。

ウ 給食費（主食費・副食費）

■ 幼稚園（施設型給付費対象園）、認定こども園（教育部分）に在籍している子どもで次の表に該当する方は、負担している給食費が無償化の対象になります。

年齢	世帯要件	上限額
2歳～5歳児 (満3歳児～)	・年収360万円未満相当世帯 ・第2子以降	主食費：月額1,000円 副食費：月額4,700円

※ 上記子ども以外は、各施設で決められた給食費をご負担いただきます。

※ 児童と生計を同一にする子どものうち、年長者から数えた子どもの数になります。

※ 2歳児（満3歳児）は、3歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満3歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

エ 施設・事業の併用に伴う利用料の無償化対象について

上記で示した併用以外に、認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を使用した場合の利用料等は、無償化の対象になりません。

オ 就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもの利用料について

幼稚園と就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）の両方を利用する3～5歳の子ども利用料については、ともに無償化の対象になります。

●認定手続等

ア 「認定」書類

■ 申請書類一覧

次の書類を提出してください。

No.	書類名
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼施設入所申込書）
2	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
3	保育を必要とする事由の各証明書（就労証明書等） ※ （注意）両親分提出

※ 保育を必要とする事由の各証明書については、P.6を参照

※ 上記の書類は、市役所こども子育て課または、市内の幼稚園で配布しております。

幼稚園（私学助成園）の申請

③ 新 2 号認定・新 3 号認定

対象：（私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に在籍しており、当該施設で預かり保育事業（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間以上かつ開所日数 200 日以上）を利用している子ども）

「認定」を受けることで利用料等が無償になりますので、各申請書を提出してください。
また、無償化の対象になる利用者及び保育料、申請書等は、次のとおりですのでご確認ください。
（注）実費として徴収されている費用（通園送迎費、行事費等）は無償化の対象になりません。

●無償化の範囲と経費

ア 保育料等

■ 私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に在籍している子ども

認定種別	年齢	世帯要件	基本教育時間の保育料
新 2 号認定	3～5 歳児	要件なし	月額 25,700 円を上限に無償化
新 3 号認定	2 歳児 (満 3 歳児)		

※ 年齢：4 月 1 日時点の年齢

※ 2 歳児（満 3 歳児）は、3 歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満 3 歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

＋（併用）

イ 預かり保育料

■ 上記施設での預かり保育事業を利用する子ども

認定種別	年齢	世帯要件	認定要件	預かり保育の利用料
新 2 号認定	3～5 歳児	要件なし	保育の必要性がある	利用実態に応じて、 月額 11,300 円を上限に無償化
新 3 号認定	2 歳児 (満 3 歳児)	市民税 非課税世帯		利用実態に応じて、 月額 16,300 円を上限に無償化

※ 保育の必要性が認められない場合は、預かり保育の利用分は無償化の対象になりません。

※ 保育を必要とする事由については、P.5 を参照

※ 預かり保育の利用料は、「450 円×利用日数」を基準に、上限額まで無償化の対象になります。

注意

2 歳児（満 3 歳児）について

保護者が非課税の場合において、祖父母等と同居（住民票上の世帯を分離している場合を含む。）しているときは、最も所得の多い方を「家計の主宰者」とみなして、その方の所得を含めて判定します。

市民税非課税世帯以外は「新 1 号認定」となり、「預かり保育」は無償化の対象になりません（新 1 号認定の申請は、P.20 を参照）。

ウ 給食費（主食費・副食費）

■ 私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に在籍している子どもで次の表に該当する方は、負担している給食費が無償化の対象になります。

年齢	世帯要件	上限額
2 歳～5 歳児 (満 3 歳児～)	・年収 360 万円未満相当世帯 ・第 2 子以降	主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,700 円

※ 上記子ども以外は、各施設で定められた給食費をご負担いただきます。

※ 児童と生計を同一にする子どものうち、年長者から数えた子どもの数になります。

※ 2 歳児（満 3 歳児）は、3 歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満 3 歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

エ 施設・事業の併用に伴う利用料の無償化対象について

上記で示した併用以外に、認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を使用した場合の利用料等は、無償化の対象になりません。

オ 就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもの利用料について

私学助成幼稚園と就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）の両方を利用する 3～5 歳の子どもの利用料については、ともに無償化の対象になります。

●認定手続等

ア 「認定」書類

■ 申請書類一覧

次の書類を提出してください。

No.	書類名
1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）
2	保育を必要とする事由の各証明書（就労証明書等） ※ （注意）両親分提出
3	給食費の減免に関する調書

※ 保育を必要とする事由の各証明書については、P.6を参照

※ 上記の書類は、市役所こども子育て課で配布しております。

④ 新 1 号認定

対象：幼稚園（私学助成幼稚園）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校のみ利用している子ども

無償化の対象となる範囲や必要な手続き等は、次のとおりになりますのでご確認ください。

（注）実費として徴収されている費用（通園送迎費、行事費）は、無償化の対象になりません。

●無償化の範囲と経費

ア 保育料

■ 私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に在籍している子ども

認定種別	年齢	世帯要件	基本教育時間の保育料
新 1 号認定	3～5 歳児 2 歳児 (満 3 歳児)	要件なし	月額 25,700 円を上限に無償化

※ 2 歳児（満 3 歳児）は、3 歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満 3 歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

イ 給食費（主食費・副食費）

■ 私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に在籍している子どもで次の表に該当する方は、負担している給食費が無償化の対象になります。

年齢	世帯要件	上限額
2 歳～5 歳児 (満 3 歳児～)	・ 年収 360 万円未満相当世帯 ・ 第 2 子以降	主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,700 円

※ 上記子ども以外は、各施設で決められた給食費をご負担いただきます。

※ 児童と生計を同一にする子どものうち、年長者から数えた子どもの数になります。

※ 2 歳児（満 3 歳児）は、3 歳の誕生日の前日から無償化の対象になります。

※ 満 3 歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

ウ 施設・事業の併用に伴う利用料の無償化対象について

認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を使用した場合の利用料等は、無償化の対象になりません。

エ 就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもの利用料について

私学助成幼稚園と就学前の障害児発達支援（いわゆる障害児通園施設）の両方を利用する 3～5 歳の子どもの利用料については、ともに無償化の対象になります。

●認定手続等

ア 「認定」書類

■ 申請書類一覧

次の書類を提出してください。

No.	書類名
1	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第 30 条の 4 第 1 号）
2	給食費の減免に関する調書

※ 上記の書類は、市役所こども子育て課で配布しております。

市内保育所等位置図



< 保育所・認定こども園・幼稚園 >

施設名称	住 所	電話番号	定員	入所年齢
たんぽぽ保育園	藤井町坂井119-1	22-6087	150	6か月～
すずらん保育園	大草町若尾110-4	45-7166	210	6か月～
キツキ	栄1-2-5	30-7300	132	6か月～
すみれ葦崎保育園	本町1-17-10	22-0118	120	2か月～
山梨英和ダグラスこども園	藤井町北下條15	22-0707	108	6か月～
葦崎カトリック白百合幼稚園	若宮3-10-1	22-2455	180	満3歳～

< 認可外保育施設（企業主導型保育施設） >

施設名称	住 所	電話番号	定員	入所年齢	保育時間	延長保育時間
てくてく保育園葦崎	本町2-9-36	35-9233	12	4か月～ 2歳	7:30～18:30	18:30～19:00

※上記以外にも市内には認可外保育施設が3か所ありますが、病児・病後児保育や従業員の子どものみを対象としているなど、利用に制限があることから、上記施設のみ掲載しています。

※受入れ、申込み手続きなどの詳しい内容は、直接、園にお問い合わせください。

市内施設の概要

<保育所>

公立	韮崎市立たんぽぽ保育園	韮崎市藤井町坂井 119-1 HPはこちら→ Tel0551-22-6087										
		<table><tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>0 歳</td><td>1、2 歳</td><td>3、4、5 歳</td><td>計</td></tr><tr><td>12</td><td>48</td><td>90</td><td>150</td></tr></table> 【園の紹介】 ・地域交流…地域の文化祭や行事への参加、施設を訪問して遊戯等の披露、小中高生徒との交流、お年寄りとの交流など、地域との交流に積極的に参加し、ふれあいを大切にしています。 ・体力づくり…年齢に合わせた組体操、フープ、なわとびなどの運動遊びを保育の中に計画的に取り入れています。 ・食育活動…野菜の栽培やクッキングを通して楽しく食育活動を進め、家庭への情報発信をしていきます。 ・異年齢児交流…縦割りグループを作り、色々な活動に取り組んでいます。 ※藤井公民館との複合施設である園舎での保育となります。	利用定員	0 歳	1、2 歳	3、4、5 歳	計	12	48	90	150	
利用定員	0 歳	1、2 歳		3、4、5 歳	計							
	12	48	90	150								
公立	韮崎市立すすらん保育園	韮崎市大草町若尾 110-4 HPはこちら→ Tel0551-45-7166										
		<table><tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>0 歳</td><td>1、2 歳</td><td>3、4、5 歳</td><td>計</td></tr><tr><td>9</td><td>50</td><td>151</td><td>210</td></tr></table> 【園の紹介】 ・自然に触れ、五感を刺激して、「様々な体験と豊かな感性」そして「生きる力」を育てています。 ・木のぬくもりを感じられる園舎の中でのびのびと生活し、地域との交流（お年寄り・医療センター）を通して心身のバランスのとれた「健康な体と思いやりの心を持つ子ども」を目指しています。 ・ランチルームでの食事、毎日の給食の展示など食の大切さを知らせ、「食べることの楽しさ」を大切にしています。 ※敷地内は安全対策のため、一方通行としています。お車でお越しの際は、時計回りにお進みください。	利用定員	0 歳	1、2 歳	3、4、5 歳	計	9	50	151	210	
利用定員	0 歳	1、2 歳		3、4、5 歳	計							
	9	50	151	210								
私立	社会福祉法人ゆうゆう キツキ	韮崎市栄一丁目2番5号 HPはこちら→ Tel0551-30-7300										
		<table><tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>0 歳</td><td>1、2 歳</td><td>3、4、5 歳</td><td>計</td></tr><tr><td>8</td><td>40</td><td>84</td><td>132</td></tr></table> 【園の紹介】 ・令和6年4月に開園いたしました。 ・「思わず～したくなる」をコンセプトに、こども達の生まれ持った五感を刺激し、五感を使って様々なものや人と繋がることの面白さを思い切り楽しめる環境を目指しています。 水や泥、石や植物、光や風など自然界の中で出会う様々なものに心が魅了され、好奇心や探求心を膨らませながら一人ひとりの「やってみたい！」を心ゆくままに実現できる日常を大切にします。 ・こどもも大人も一人ひとりの違いを認め、自分にはないものを感じてお互いの力を借りたり出し合うことでより豊かになるような暮らしを積み重ねていきます。	利用定員	0 歳	1、2 歳	3、4、5 歳	計	8	40	84	132	
利用定員	0 歳	1、2 歳		3、4、5 歳	計							
	8	40	84	132								

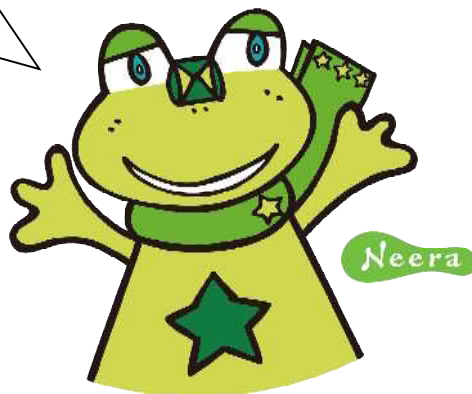
<認定こども園>

私立	社会福祉法人すみれ福祉会 すみれ葦崎保育園	葦崎市本町一丁目 17-10 HPはこちら→ Tel0551-22-0118																			
		<table><tr><td rowspan="2">利用定員 (1号)</td><td>3歳</td><td colspan="2">4、5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">6</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="2">利用定員 (2・3号)</td><td>0歳</td><td>1、2歳</td><td>3、4、5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>9</td><td>31</td><td>70</td><td>110</td></tr></table>		利用定員 (1号)	3歳	4、5歳		計	4	6		10	利用定員 (2・3号)	0歳	1、2歳	3、4、5歳	計	9	31	70	110
利用定員 (1号)	3歳	4、5歳			計																
	4	6		10																	
利用定員 (2・3号)	0歳	1、2歳	3、4、5歳	計																	
	9	31	70	110																	
●保育時間（2・3号認定）月～土 標準時間認定 7:30～18:30 （延長保育） 18:30～19:00 短時間認定 8:30～16:30 （延長保育） 7:30～8:30、16:30～19:00 ●基本教育時間（1号認定）月～金 8:30～16:30 （預かり保育） 7:30～8:30、16:30～19:00 ※乳児保育、障がい児保育、土曜保育あり		【園の紹介】 - 平成30年度より、葦崎西保育園から民間移行した園です。 - 乳児保育に力を入れ、個々の育ちを大切に「人間の基礎作り」のための保育を行います。生後2か月から受入れ可能です。 - 子どもの好奇心、自発性を尊重し、子ども同士の学び合いを大切にしながら保育を行います。 - きょうだいのように異年齢児の子どもで形成されたグループ活動を行います。年上の子どもは年下の子をいたわり、年下の子は年上にあこがれる、そんな関係が築けるよう支援します。 ※令和5年度から、幼保連携型認定こども園に移行しました。																			
私立	幼保連携型認定こども園 山梨英和ダグラスこども園	葦崎市藤井町北下条 15 HPはこちら→ Tel0551-22-0707																			
		<table><tr><td rowspan="2">利用定員 (1号)</td><td>3歳</td><td colspan="2">4、5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>8</td><td colspan="2">16</td><td>24</td></tr><tr><td rowspan="2">利用定員 (2・3号)</td><td>0歳</td><td>1、2歳</td><td>3、4、5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>9</td><td>30</td><td>45</td><td>84</td></tr></table>		利用定員 (1号)	3歳	4、5歳		計	8	16		24	利用定員 (2・3号)	0歳	1、2歳	3、4、5歳	計	9	30	45	84
利用定員 (1号)	3歳	4、5歳			計																
	8	16		24																	
利用定員 (2・3号)	0歳	1、2歳	3、4、5歳	計																	
	9	30	45	84																	
●保育時間（2・3号認定）月～土 標準時間認定 7:30～18:30 （延長保育） 18:30～19:00 短時間認定 9:00～17:00 （延長保育） 7:30～9:00、17:00～19:00 ●基本教育時間（1号認定）月～金 9:00～15:00 （預かり保育） 7:30～9:00、15:00～19:00 ※乳児保育、障がい児保育、土曜保育あり		【園の紹介】 - 山梨英和学院の建学の精神に立ち、キリスト教教育・保育を行っています。一人ひとりが神さまに愛され、守られ、育まれていることを心に留めて、毎日過ごしています。 - 遊びを中心とした保育を日々行うなかで、縦割りグループ活動などの異年齢保育、自然のなかでの園外活動等、子ども達自身のもつ生きる力を育みます。 ※令和6年10月から、新園舎に移転しました。																			

<幼稚園>

学校法人聖テレシア学園 荳崎カトリック白百合幼稚園	荳崎市若宮三丁目 10-1 HPはこちら→ Tel0551-22-2455 									
 ●基本教育時間 月～金 8:00～16:00 ●預かり保育時間 月～金 7:30～8:00、16:00～18:00	<table><tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>3 歳 ※満3歳児を含む</td><td>4 歳</td><td>5 歳</td><td>計</td></tr><tr><td>70</td><td>55</td><td>55</td><td>180</td></tr></table> 【園の紹介】 ・令和2年度より施設型幼稚園に移行しました。 ・カトリック横浜教区の教育施設として昭和35年から開園しているカトリック荳崎教会の附属幼稚園です。 ・カトリック精神を基に、「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」という聖書の教えを通し、神の愛を感じ、感謝の気持ちを持てるよう教育しています。 ・生活の中には「祈り」があり、数々の一般行事に加え宗教行事や自然体験、神の恵みについて親子で考える機会が沢山あります。 ・自分自身の「生きる力」を育み、これからの人生においてその基礎となる自己肯定感を育てられるよう、子どもたちの「やりたい…」を応援します。	利用定員	3 歳 ※満3歳児を含む	4 歳	5 歳	計	70	55	55	180
利用定員	3 歳 ※満3歳児を含む		4 歳	5 歳	計					
	70	55	55	180						

見学については、直接園にお問い合わせください。





よくあるご質問

Q1 公立と私立で保育料は違うのですか？

A1 公立、私立構わず、**市の認定を受けて利用する場合**の保育料は、収入やきょうだい等の状況に応じて市で定めた基準により決定するため、保育料は同じです。
ただし、**入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸経費については、施設により異なります**ので、詳しくは利用する施設にお問い合わせください。

Q2 保育料や給食費の免除を決定する時、第2子、第3子とは、どのように判定されるのですか？

A2 韮崎市では、児童と生計を同一にするきょうだいの中で年齢の高い順に第1子、第2子とカウントをしていきます。

Q3 祖父母と同居していますが、世帯分離をしています。この場合、申込書の世帯員を書く欄には祖父母は記入しなくていいですか？

A3 **世帯分離をしている場合でも、申請児童と同一番地に住民票がある人については、記入が必要です。**

Q4 保育が必要なことを証明する書類は、誰のものを提出すればいいのですか？

A4 保護者（父と母）のもの、また、**64歳以下の祖父母やおじ、おば等が同居している場合はその方々の証明も必要**です。なお、**世帯分離をしている場合でも、申請児童と同一番地に住民票がある場合は証明が必要**となりますので、ご注意ください。

Q5 申込みの時点では、祖父母は64歳です。来年の4月1日までには65歳になっていますが、保育が必要なことの証明は必要ですか？

A5 **4月1日時点で65歳に達している方であれば、証明書の提出は不要**です。なお、育休復帰により、5月以降の入所を希望する場合も同様に、**入所月の初日までに65歳に達している方は、証明書の提出は不要**です。

Q6 住民票は韮崎市にあるけれど、実際は市外で暮らしている世帯員がいます。保育が必要なことを証明する書類は必要ですか？

A6 **必要**です。その世帯員が学生の方であれば、学生証の写しをご提出ください。学生以外の方の場合は、保護者の方と同様に就労証明書等をご提出ください。

Q7 すでにきょうだいが韮崎市の保育所等に通っており、きょうだいについても同時期に現況届（継続届）と就労証明書の提出をしなくてはなりません。就労証明書は写しでもよいですか？

A7 **新規入所申込の際に添付する証明書類は原本をご提出ください**。ただし、新規入所申込を行う前に証明書の写しをとっていただき、きょうだいの現況届に写しを添付していただいてもかまいません。その際には右上に「原本はきょうだいの新規入所申込に添付」等わかるようにご記入ください。